

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会収入・支出決裁規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）規約第24条第5項により、協議会の収入・支出に関する事務処理の円滑かつ適正な執行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事務の処理について、最終的にその意志を決定することをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務を、常時、会長に代わって決裁することをいう。

(事務処理の原則)

第3条 事務は、決裁を受けた後でなければ処理してはならない。

(専 決)

第4条 会長の決裁を要する事項のうち、国、県等の公的補助金等に係る事項については、事務局長が専決することができる。

(事務局長の決裁)

第5条 事務局長限りで決裁することができる事項は、前条のほか次のとおりとする。

- (1) 1件の金額が500万円未満の収入・支出に関する事項

(各専門部会の事務局長の決裁)

第6条 各専門部会の事務局長限りで決裁することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 各専門部会の収入・支出のうち1件の金額が500万円未満の収入・支出に関する事項

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年5月12日から施行する。